

津山工業高等専門学校会計機関の使用する公印に関する規程

〔平成28年1月27日
規程第1号〕

(趣 旨)

第1条 津山工業高等専門学校の会計機関の使用する公印（以下、この規程において「公印」という。）に関しては、独立行政法人国立高等専門学校機構の会計機関の使用する公印に関する規則によるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定 義)

第2条 公印は、別表1に定めるとおりとする。

(公印の管理)

第3条 公印を管理するため、公印管理者及び公印管守者を別表2に定めるとおりとする。

- 2 公印管理者は、公印を適正に使用しなければならない。
- 3 公印管守者は、公印が使用されないときは、確実な保管設備に格納し、厳重に管理しなければならない。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

別表 1 (公印一覽)

役 職 名	印 影 表 示
契約担当役	津山工業高等専門学校契約担当役之印
出納命令役	津山工業高等専門学校出納命令役之印
出納役	津山工業高等専門学校出納役之印
物品管理役	津山工業高等専門学校物品管理役之印
不動産管理役	津山工業高等専門学校不動産管理役之印

別表 2 (公印管理者及び公印管守者一覽)

種 類	公印管理者	公印管守者
津山工業高等専門学校 契約担当役之印	総務課長	総務課課長補佐 (財務担当)
津山工業高等専門学校 出納命令役之印	総務課長	総務課課長補佐 (財務担当)
津山工業高等専門学校 出納役之印	総務課長	総務課課長補佐 (財務担当)
津山工業高等専門学校 物品管理役之印	総務課長	総務課課長補佐 (財務担当)
津山工業高等専門学校 不動産管理役之印	総務課長	総務課課長補佐 (財務担当)